

第5 議会の広報・広聴活動及び活性化に向けた取組みに関する調

1 議会広報（表76～78）

- ・ 議会広報紙を発行しているのは 945 町村（95.3%）、そのうち議会単独発行は 787 町村（83.3%）、町村広報を活用して掲載しているのは 158 町村（16.7%）。（表76）
- ・ 議会広報の発行について、条例に基づく編集委員会等を設置している町村は 549 町村、そのうち「特別委員会」が 421 町村（76.7%）と最も多く、次いで「単行条例」による 75 町村（13.7%）、「常任委員会」の 43 町村（7.8%）、「議会運営委員会」の 10 町村（1.8%）の順。設置町村のうち 290 町村は、費用弁償を支給。
- ・ 条例に基づく編集委員会を設けず議会広報を発行しているのは、396 町村、そのうち「申合せ」による 191 町村（48.2%）が最も多く、次いで、「その他」の 110 町村（27.8%）、「規程」の 95 町村（24.0%）の順。（表77）
- ・ 条例に基づく編集委員会等を設置している 549 町村の編集委員は全て議員であり、その 1 町村あたりの平均編集委員は 5.6 人。
- ・ 条例に基づく編集委員会を設けず議会広報を発行している 396 町村の編集体制は、「議員と職員共同」が 167 町村で最も多く、次いで、「議員のみ」の 131 町村、「職員のみ」の 67 町村、「その他」の 7 町村の順、1 町村あたりの平均編集委員・メンバーの数は 5.2 人。（表78）

表76 議会広報紙の発行

（単位：団体）

| 発行している | 発行方法(内訳) | | 発行していない |
|--------|----------|--------|---------|
| | 議会単独 | 町村広報活用 | |
| 945 | 787 | 158 | 47 |

表77 議会広報委員会等の設置

（単位：団体）

| 条例に基づいて編集委員会等を設置している議会 | 町村数 | 条例に基づく委員会等 | | | | 費用弁償あり |
|------------------------|-----|------------|------|-----|------|--------|
| | | 常任 | 議会運営 | 特別 | 単行条例 | |
| | 549 | 43 | 10 | 421 | 75 | 290 |
| 条例に基づく編集委員会等を設置していない議会 | 町村数 | 編集根拠 | | | | 費用弁償あり |
| | | 規程 | 申合せ | その他 | | |
| | 396 | 95 | 191 | 110 | | 36 |

表78 議会広報紙の編集委員(メンバー)

(単位:団体)

| 区分 | 町村数 | 編集委員／編集メンバー | | | | 1町村あたりの 平均編集委員 ／メンバー数 (人) |
|--------------------------------|-----|-------------|------|-------------|-----|------------------------------------|
| | | 議員のみ | 職員のみ | 議員と職 員共同 | その他 | |
| 条例に基づいて 編集委員会等を 設置している議会 | 549 | 549 | — | — | — | 5.6 |
| 条例に基づく 編集委員会等を 設置していない議会 | 396 | 131 | 67 | 167 | 7 | 5.2 |
| 合計 | 945 | 680 | 67 | 167 | 7 | 5.4 |

2 議会中継・ホームページの開設状況 (表 79~80)

- ・ 議会中継を実施しているのは、441 町村 (44.5%)、中継手段 (複数回答) は「庁内放送」が 262 町村で最も多く、次いで「CATV」の 145 町村、「インターネット」の 57 町村、「その他」の 38 町村、「有線放送」の 26 町村、「防災無線」の 5 町村の順。
- ・ 議会中継を実施している 441 町村のうち「ライブ中継の実績」があるのは、281 町村 (議会中継実施町村の 63.7%)。(表 79)
- ・ ホームページを開設しているのは、764 町村 (77.0%)。
- ・ 議会単独のホームページを開設しているのは、27 町村 (開設町村の 3.5%)、残り 737 町村 (開設町村の 96.5%) は、町村の HP 内に開設。(表 80)

表79 議会中継

(単位:団体)

| 議 会 中 継 | | | | | | | | |
|---------------|-------------|------|-----|----------|----------|----------|-----|------------|
| 実施 している | 中継手段(重複回答) | | | | | | | 実施 してない |
| | インター ネット | CATV | ラジオ | 有線 放送 | 庁内 放送 | 防災 無線 | その他 | |
| 441 | 57 | 145 | 0 | 26 | 262 | 5 | 38 | 551 |
| (実施している町村のうち) | | | | | | | | |
| ライブ中継の実績 | | | | | | | | |
| 有 | 無 | | | | | | | |
| 281 | 160 | | | | | | | |

表80 ホームページの開設

(単位:団体)

| 開設している | 開設状況(内訳) | | 開設していない |
|--------|----------|-------|---------|
| | 議会単独 | 町村HP内 | |
| 764 | 27 | 737 | 228 |

3 議会の活性化に係る取組み状況 (表 81)

- ・ 議会基本条例を制定しているのは24町村(2.4%)。
- ・ 議会活性化に関して、例えば特別委員会を設置するなど議会活性化に関する議会組織を設置しているのは、133町村(13.4%)。
- ・ 平成18年6月の法の一部改正により、学識経験を有する者等の専門的知見の活用をすることができるようになり、これを活用したのは7町村。
- ・ 地方自治法第96条第2項を活用し、議決事件の追加を行っているのは198町村(20.0%)。

表81 議会の活性化に係る制度・組織の整備

(単位:団体)

| 項目 | | 整備(制定)している | 整備(制定)していない |
|----------------|--------------|------------|-------------|
| 議会基本条例の制定 | | 24 | 968 |
| 議会活性化に関する議会組織 | | 133 | 859 |
| 専門的知見の活用 | | 7 | 985 |
| 地方自治法96条2項追加事件 | | 198 | 794 |
| 内訳 (複数選択) | 町村の基本計画 | 66 | |
| | 各種施策のマスタープラン | 23 | |
| | 重要な私法上の契約 | 3 | |
| | 公社等への議会の関与 | 6 | |
| | 名誉町民の決定 | 87 | |
| | その他 | 78 | |

4 夜間議会・休日議会・模擬議会・住民懇談会等の開催（表 82～83）

- ・ 夜間議会を開催しているのは 20 町村（2.0%）、その平均開催日数は 1.5 日。
- ・ 休日議会を開催しているのは 36 町村（3.6%）、その平均開催日数は 1.4 日。
（表 82）
- ・ こども議会を実施しているのは 119 町村（12.0%）、女性議会は 7 町村（0.7%）、その他の模擬議会を開催しているのは 13 町村（1.3%）。
- ・ 住民懇談会や議会報告会を実施しているのは 104 町村（10.5%）。（表 83）

表82 夜間・休日議会の開催

（単位：団体）

| 項目 | 開催している | 平均開催日数(日) | 開催していない |
|------|--------|-----------|---------|
| 夜間議会 | 20 | 1.5 | 972 |
| 休日議会 | 36 | 1.4 | 956 |

表83 模擬議会・住民懇談会等の実施

（単位：団体）

| 項目 | | 実施している | 実施していない |
|------------------|----------|--------|---------|
| 模 擬 議 会 | こども議会 | 119 | 873 |
| | 女性議会 | 7 | 985 |
| | その他の模擬議会 | 13 | 979 |
| 住民懇談会 議会報告会 | | 104 | 888 |